

## 公共施設等総合管理計画の追記について

### <改訂の経緯>

総務省通知（総財務第 43 号令和 4 年 4 月 1 日 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について）に基づき「脱炭素化の推進方針」および「保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針」を記載するもの。

### <改訂内容>

以下のとおり公共施設等総合管理計画の 25 ページに「⑩脱炭素化の推進方針」および「⑪保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針」を追記する。

#### ⑩脱炭素化の推進方針

・公共施設の脱炭素化の推進方針については、「由利本荘市地球温暖化防止実行計画事務事業編」に基づき対応します。

#### ⑪保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

・用途を廃止した公共施設の利用については「由利本荘市空き公共施設利活用促進条例」に基づき貸付料の減額等の措置を講ずることにより活用を図ります。